



# 所有者不明土地問題の解消に向けて 相続登記制度が新しくなります!!

「所有者不明土地」の発生を予防し、利  
用の円滑化を図るためのポイントが3つ  
あります。

## 法律のポイント

「所有者不明土地」の増加が  
深刻な社会問題に

「所有者不明土地」とは、相続登記等が  
なされることによって不動産登記簿から所  
有者が判然としない土地や、所有者はわかつ  
てはいるものの、その所在がわからず連絡が  
かなくなってしまった土地のことをいいます。  
この場合、所有者を探すために多くの時間と  
費用が必要になり、公共工事や災害等による  
復旧・復興事業が進まなくなったり、土地取  
引が難航したり、景観や隣接する土地への悪  
影響が生じるなど、様々な問題が発生してい  
ます。実際に、東日本大震災や九州北部豪雨  
等の復旧・復興事業の弊害となってしまった  
例もありました。

## 「相続登記」の申請義務化と 「相続人申告登記」

まずは、「不動産登記制度」の見直しにつ  
いて、「相続登記」の申請の義務化を中心と  
お話しをしていきましょう。  
これまで、相続によって不動産を取得し  
た場合でも、「相続登記」の申請は任意とさ  
れていました。そのため、相続登記の費用や  
手続き負担を回避して「相続登記」を何代に  
もわざわざ放置してしまうといったことが起  
こり、「所有者不明土地」が発生する要因とな  
っていました。

そこで、今回「相続登記」の申請を義務化  
することで、所有者不明土地の発生を予防  
する見直しが行われました。原則として、相  
続によって不動産を取得した相続人は、不  
動産の所有権を取得したことを知った日か  
ら3年以内に相続登記の申請をしなければ  
ならなくなりました。その後、遺産分割の協  
議をした場合は、遺産分割の成立日から3  
年以内に相続登記の申請をしなければなら  
ない場合があります。

## 相続土地国庫帰属制度の創設

特例として、DV被害者等を保護するため  
現住所に代わる事項を記載する制度も始  
まります。

さらに、登記事項証明書等の記載事項の  
有効期間を3年以内に定めています。この  
期間内に相続登記の申請を行わなければ、  
土地の所有権が戻されてしまう場合があります。

## 所有者不明土地の増加が 深刻な社会問題に

令和3年4月21日「民法等の一部を改正する法律」及び「相続登記制度について、『身近な暮らしの法律家』司法書士の猪之鼻久美子会長にお話しを伺いました。



九州ブロック司法書士会協議会 会長／福岡県司法書士会 会長  
**猪之鼻 久美子氏**

## 申請義務化

### 「住所等の変更登記」の申請義務化

「住所等の変更登記」の申請も義務化さ  
れます。この登記申請も、これまで任意で  
したが、所有者の所在がわからぬことで  
「所有者不明土地」が発生してしまうこと  
を防止するために義務化がなされました。

この登記申請も、これまで任意でして  
いたが、所有者の所在がわからぬことで  
「所有者不明土地」が発生してしまうこと  
を防止するために義務化がなされました。

この登記申請も、これまで任意でして  
いたが、所有者の所在がわからぬことで  
「所有者不明土地」が発生してしまうこと  
を防止するために義務化がなされました。

この登記申請も、これまで任意でして  
いたが、所有者の所在がわからぬことで  
「所有者不明土地」が発生してしまうこと  
を防止するために義務化がなされました。

この登記申請も、これまで任意でして  
いたが、所有者の所在がわからぬことで  
「所有者不明土地」が発生してしまうこと  
を防止するために義務化がなされました。

## 法改正ポイントまとめ

### ◆相続登記の申請義務化

[期限] 相続によって不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内  
[過料] 10万円以下  
[施行日] 令和6年4月1日 ※施行前の相続も対象

### ◆相続人申告登記

相続の開始と自分が相続人である旨の申出ができる  
[施行日] 令和6年4月1日

### ◆住所等の変更登記の申請義務化

[期限] 変更した日から2年以内  
[過料] 5万円以下  
[施行日] 未定(令和8年4月までに施行)

### ◆相続土地国庫帰属制度

相続等により土地の所有権を取得した者が、  
法務大臣の承認を受けてその所有権を国庫に  
帰属させることができる  
[施行日] 令和5年4月27日 ※一定の要件あり

「相続登記」が  
さまざまなトラブルを  
防止します。

**法定相続情報  
証明制度**  
あなたの相続手続きを応援します!

次代につなぐ 未来につなぐ 相続登記

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、  
未来につながる「相続登記」をしませんか?

相続登記の手続が  
変わります。

…詳しくは福岡法務局ホームページへ…

白筆証書  
遺言書  
保管制度



九州ブロック司法書士会  
協議会ホームページは  
コチラから



■相続登記相談センター：日本司法書士会連合会 相続登記相談センター ☎ 0120-13-7832 (お近くの司法書士会の  
相談窓口につながります)

[https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance\\_lp](https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance_lp)

福岡県司法書士会

会長 猪之鼻 久美子  
〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号  
TEL092-714-3721 https://www.fukuokashishoushi.net/

熊本県司法書士会  
会長 村山 鉄次  
〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江4丁目34号  
TEL096-364-2889 https://www.kumashi.jp/

佐賀県司法書士会

会長 堀 政海  
〒840-0843 佐賀県佐賀市川原町2番36号  
TEL0952-29-0626 https://sagashishi.jp/

鹿児島県司法書士会  
会長 日高 千博  
〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル3階  
TEL099-256-0335 https://www.shiho-kagoshima.or.jp/

長崎県司法書士会

会長 前田 洋之  
〒850-0874 長崎県長崎市魚の町3番3号 長崎県建設総合会館本館6階  
TEL095-823-4777 http://shoshikai-nagasaki.com/

宮崎県司法書士会  
会長 石灘 寛樹  
〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目8-39-1  
TEL098-28-8538 http://www.miyashishi.net/

大分県司法書士会

会長 茂木 理恵子  
〒870-0045 大分県大分市城崎町2-3-10  
TEL097-532-7579 https://oitashihoushi.com/

沖縄県司法書士会  
会長 中村 敦  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち4丁目16番33号  
TEL098-867-3326 https://www.okinawa-shiho-shishi.net/